

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	行政財産の目的外使用許可
根拠法令及び条項	地方自治法第238条の4第7項 那覇市公有財産規則第31条
審 査 基 準	
地方自治法 那覇市公有財産規則 <別紙のとおり>	
標準処理期間	30日以内
所管部署	教育委員会 担当課
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

地方自治法第238条の4第9項

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

那覇市公有財産規則

(行政財産の目的外使用許可)

第31条 次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 直接又は間接に市の便益となる事業又は事務の用に供する場合
  - (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用、公共の用又は公益事業の用に供する場合
  - (3) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる場合
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上必要と認める場合
- 2 前項の規定による使用の期間は、1年以内とする。ただし、電柱、水道管、ガス管等の設置を許可するときは、3年を限度とすることができる。

教育委員会においては市長を教育長と読み替える。